

一般財団法人玉野教育基金
奨学金給付規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人玉野教育基金（以下「本基金」という。）定款第 4 条に規定する奨学金の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第 2 条 本基金の奨学生となる者は、東京都内の大学に在学し向学心がありながら経済的理由により、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第 3 条 奨学生の種類は、次に掲げる者とする。

(1) 大学奨学生

(奨学金の給付期間及び金額)

第 4 条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業期間とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとする。

(1) 大学奨学生 月額 35,000円

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生願書等の提出)

第 5 条 奨学生志願者は、次の各号に掲げる書類を、その大学の長に提出して、学長、総長又は学部長の推薦を受けるものとする。

(1) 奨学生願書

(2) 在学学校長又は学部長の推薦書

(3) 在学証明書

(4) 成績証明書

(5) 保護者又はこれに代わる家計を支えている者の収入を証明する書類

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、本基金の奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果は在学学校を経由して本人に通知する。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、2か月分を合わせて一定日に給付する。但し、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学金の給付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(「奨学生の集い」への出席)

第9条 奨学生は、本基金が年1回開催する「奨学生の集い」に出席し、奨学生、本基金役員及び奨学生選考委員等との交流を図らなければならない。

第 3 章 報 告 と 届 出

(学業成績及び生活状況の報告)

第10条 奨学生は、毎年度末、学業成績証明書及び生活状況報告書を理事長に提出しなければならない。卒業に当たっては、学業成績証明書及び生活状況報告書に加え、卒業証明書及び卒業証書(学位記)の写しを提出しなければならない。

(異動届出)

第11条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長又は学部長を経て、直ちに本基金理事長あてに届出しなければならない。

- (1) 休学・復学・転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

第 4 章 奨学金の休止、停止及び廃止

(奨学金の休止及び停止)

第 1 2 条 奨学生が休学し、又は長期にわたり欠席したときは、奨学金の給付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により、補導上必要があると認めるときは、奨学金の給付を停止することがある。

3 第 8 条及び第 1 1 条に定める提出ないし届出の義務を怠ったときは、奨学金の給付を停止することがある。

(奨学金の復活)

第 1 3 条 前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由がやんで在学学校長又は学部長を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 1 4 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長又は学部長の意見を徴して奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 傷ましい疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) 休学、又は長期欠席により、正規の最短修業期間で卒業の見込みがないという事実が明らかになったとき
- (7) その他第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第 1 5 条 奨学生は、いつでも在学学校長又は学部長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 5 章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第 1 6 条 奨学生を将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導、奨学生の学業成績及び生活状況等について、適切な指導を行うものとする。

第 6 章 改正

第 17 条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

第 7 章 補 則

(実施細目)

第 18 条 この規定の実施についての必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この規程は、本財団の設立登記日から実施する。
- 2 この改正は平成 25 年 12 月 5 日から実施する。
- 3 この改正は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この改定は 2019 年 4 月 1 日から実施する。